

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領

（趣旨）

- 第1条 この要領は、小浜市が発注する建設工事の請負契約について、制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第1条に規定する制限付き一般競争入札を、制限付き一般競争入札（事後審査型）により実施する場合の手続に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領に別段の定めがない事項については、実施要領の定めるところによる。この場合において、実施要領中「制限付き一般競争入札」とあるのは、「制限付き一般競争入札（事後審査型）」と読み替えるものとする。

（定義）

- 第2条 この要領において、「制限付き一般競争入札（事後審査型）」とは、入札参加者の負担軽減、発注者の入札参加資格確認事務の効率化ならびに入札の透明性の向上および公正な競争の促進を図るため、開札後に、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格があると確認された者を落札者として決定する方式により行う制限付き一般競争入札をいうものとする。

（対象工事）

- 第3条 制限付き一般競争入札（事後審査型）は、原則として、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が130万円を超える工事および契約権者が特に制限付き一般競争入札（事後審査型）によることが適当であると認める工事について実施するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急性を要する工事および特定建設工事共同企業体を契約の相手方とする工事については、制限付き一般競争入札（事後審査型）を実施しないものとする。

（入札の公告事項に係る読み替え等）

- 第4条 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合における実施要領第5条第1号の規定の適用については、同号中「確認申請書等を提出する時点」とあるのは、「入札書の提出時」とする。
- 2 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合における実施要領第5条第3号の規定の適用については、同号イの規定は適用せず、同号エ中「入札参加資格がある旨の確認を受けて」とあるのは「入札書の提出時」とする。
- 3 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合には、実施要領第5条各号に掲げるもののほか、入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする旨を公告する

ものとする。

(入札参加資格の確認に関する特例)

第5条 制限付き一般競争入札(事後審査型)による場合には、実施要領第7条から第10条までの規定は、適用しない。

(事後審査型に係る落札者の決定)

第6条 制限付き一般競争入札(事後審査型)による場合における落札者の決定は、実施要領第14条の規定にかかわらず、次条から第11条までに定めるところにより行うものとする。

(落札決定の保留)

第7条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者(最低の価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。)を宣言し、落札者の決定を保留するものとする。

(確認申請書等の提出等)

第8条 入札執行者は、前項の規定により第1順位の落札候補者を宣言したときは、口頭または電子入札システムを使用する方法により、入札書の受付を行った全ての入札参加者に対し第1順位の落札候補者を通知するとともに、第1順位の落札候補者に対し確認申請書等(実施要領第7条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下同じ。)の提出を求める旨を通知するものとする。

2 前項の規定による確認申請書等の提出を求める旨の通知を受けた第1順位の落札候補者は、通知を受けた日から起算して、2日以内(休日を除く。)に確認申請書等を提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定める場合および入札執行者が別に提出期限を指定した場合は、この限りではない。

3 第1順位の落札候補者が前項に規定する期限内に確認申請書等を提出しなかったとき、または入札参加資格の確認をするために入札執行者が行った指示に従わなかったときは、当該第1順位の落札候補者のした入札は、入札資格がない者が行った入札とみなす。

4 確認申請書等の提出後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

(入札参加資格の有無の確認等)

第9条 入札執行者は、第1順位の落札候補者から確認申請書等の提出があったときは、入札書および当該確認申請書等により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

2 入札執行者は、前項の規定による確認を行うに当たって、入札参加資格の有無に疑

義が生じたときは、入札参加資格審査委員会（実施要領第18条の入札参加資格審査委員会をいう。以下同じ。）に諮るものとする。

- 3 入札執行者は、第1項の規定による確認をした場合において、第1順位の落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、第1順位の落札候補者の次に低い価格で入札した者（次に低い価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「次順位の落札候補者」という。）を宣言するものとする。
- 4 前条および前3項の規定は、次順位の落札候補者を宣言した場合について準用する。
- 5 入札執行者は、入札参加資格があると認める者が確認できるまで、前各項の規定の例により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。
- 6 入札執行者は、前各項の規定により入札参加資格があると認める者が確認できたときは、確認をおこなった全ての者について契約権者に報告し、入札参加資格の有無を決定する。

（落札決定）

- 第10条 入札執行者は、当該入札参加資格があると確認できた落札候補者を落札者と決定したときは、当該落札者を書面または電子入札システムを使用する方法により入札参加者に通知するものとする。
- 2 前項に規定する場合において、入札参加資格があると確認できた者が複数ある場合には、くじ引きまたは電子入札システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。
 - 3 第1項の規定による通知は、当該落札者が確認申請書等を提出した日から起算して、原則として5日以内（休日を除く。）に行うものとする。
 - 4 落札決定は、第1項の規定による通知書が送致された時、または当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生じるものとする。

（入札参加資格不適格の決定）

- 第11条 入札執行者は、第9条第6項の規定により入札参加資格がないことを決定したときは、当該入札参加資格がないと決定された者に対して、その旨を書面または電子入札システムを使用する方法により通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について、実施要領第9条の規定の例により、説明を求めることができるものとする。

（再度の資格確認）

- 第12条 第10条第4項の規定により落札決定の効力が生ずるまでの間に、当該落札者と決定された者が入札参加資格を欠くに至ったときは、当該落札者の行った入札は、

無効とする。

2 前項に規定する場合においては、第8条から前条までの規定の例により、入札参加資格の確認および落札決定を再度行うものとする。

(その他)

第13条 この要領および実施要領に定めのない事項については、入札参加資格審査委員会の議を経て、契約権者が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。